
第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 少子化の現状

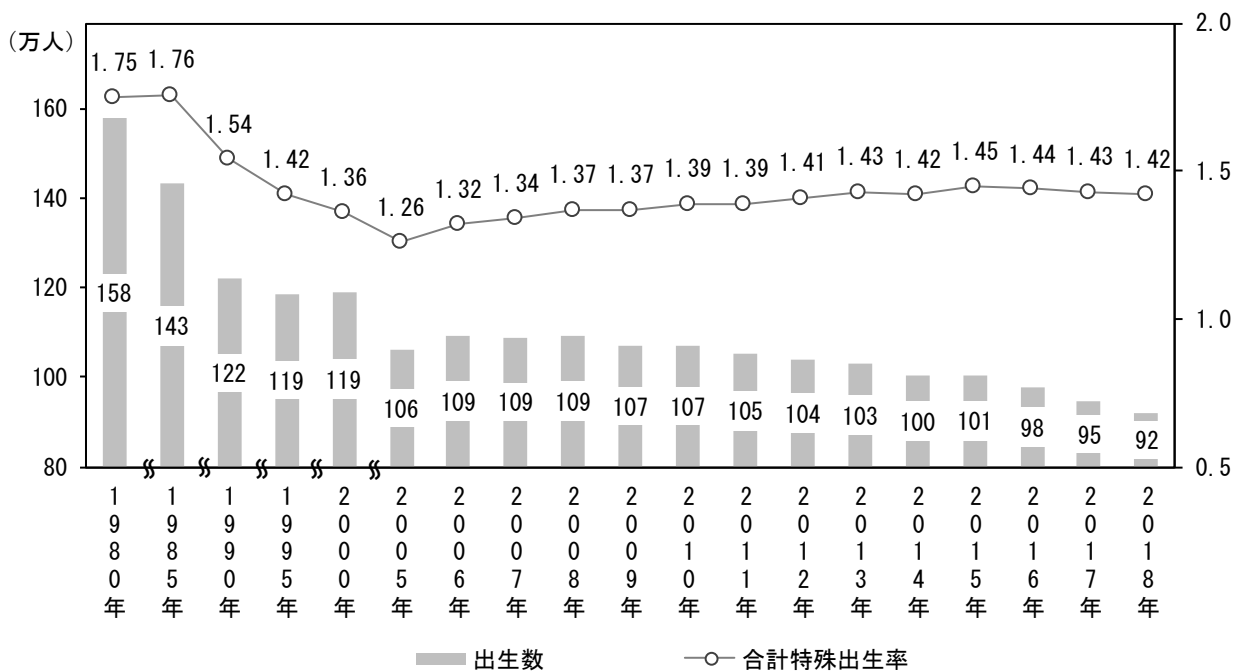
わが国の出生数は年々減少傾向にあり、1人の女性が一生の間に生む子ども数を表した合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期（1971（昭和46）～1974（49年））以降、急速に低下を続け、1989（平成元）年にはそれまで最低であった1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、2005（平成17）年には過去最低となる1.26まで落ち込みました。その後、2012（平成24）年以降は1.41から1.45の間で推移しており、横ばい状態が続いています。

いずれにしても、現在の人口規模を維持するための合計特殊出生率2.07（人口置換水準）を下回っており、このままでは、わが国の人口減少は続くと予想されます。

少子化の進展は、経済成長を鈍化させ、活力のない社会を招くとともに、子どもの成長にさまざまな影響を与えることが懸念されています。

働きたいと希望を持つ人が働ける、子どもを持ちたいと希望を持つ人が安心して子どもを生み・育てられる環境を整備することは、持続可能で活力ある社会の実現に不可欠な政策です。

図表1-1 全国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 国の取組

① 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ

2003（平成15）年7月、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が、それぞれ行動計画を策定し、実施していくこととされました。

2010（平成22）年1月、少子化社会対策会議を経て「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。このビジョンでは、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされ、平成26年度までの数値目標が掲げられました。

② 子ども・子育て関連3法の制定

2012（平成24）年8月、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」および児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設されました。

また、子ども・子育て支援法では、市町村には子ども・子育て支援事業計画、都道府県には子ども・子育て支援事業支援計画の策定が義務付けられています。

【子ども・子育て支援新制度】

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④ 子ども・子育て会議の設置

＜少子化対策、子ども・子育て支援施策の主な動向＞

1990 (平2)年	1.57ショック
1994 (平6)年	12月 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)、「当面の緊急保育対策を推進するための基本的考え方(緊急保育対策等5か年事業)」を策定
1999 (平11)年	12月 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を策定
2002 (平14)年	9月 「少子化対策プラスワン」(厚生労働省)
2003 (平15)年	7月 「次世代育成支援対策推進法」の成立 7月 「少子化社会対策基本法」の成立
2004 (平16)年	6月 「少子化社会対策大綱」の閣議決定 12月 「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策会議決定)
2005 (平17)年	4月 地方公共団体、企業等における「次世代育成支援前期行動計画」スタート
2007 (平19)年	12月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」(仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) 12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(少子化社会対策会議決定)
2008 (平20)年	2月 「新待機児童ゼロ作戦」(厚生労働省)
2010 (平22)年	1月 「子ども・子育てビジョン」の閣議決定 4月 地方公共団体、企業等における「次世代育成支援後期行動計画」スタート 11月 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」(厚生労働省)
2012 (平24)年	8月 「子ども・子育て関連3法」の成立
2013 (平25)年	4月 「待機児童解消加速化プラン」(厚生労働省) 6月 「少子化危機突破のための緊急対策」(少子化社会対策会議決定)
2014 (平26)年	4月 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の成立 ・次世代育成支援対策推進法が2025年3月31日までの10年間延長
2015 (平27)年	1月 「保育士確保プラン」の公表 4月 「子ども・子育て支援新制度」本格施行
2016 (平28)年	3月 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」公布 ・仕事・子育て両立支援事業の創出 ・事業主拠出金の率の引き上げ 等 6月 「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定 ・新たな目標の一つとして「希望出生率1.8」を掲げる
2017 (平29)年	6月 「子育て安心プラン」(内閣府) ・6つの支援パッケージを示す
2018 (平30)年	3月 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」公布 ・保育充実事業の実施 等
2019 (令和)年	5月 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」公布 ・子育てのための施設等利用給付の創設(幼児教育・保育の無償化)

(3) 桑名市におけるこれまでの取組

本市は、2004（平成16）年12月に旧桑名市、旧多度町及び旧長島町が合併して現在の桑名市となりました。少子化対策に関しては、旧桑名市においては「桑名市子育て支援地域総合プラン」を、旧長島町では「ながしま・子ども健やかプラン」を策定し、それぞれのプランに基づいて保育の充実、母子保健事業の充実等、子育て支援施策を推進してきました。

2003（平成15）年度には旧3市町が共同でニーズ調査を実施し、2004（平成16）年度には合併後の新市に対応した「桑名市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」を策定しました。

2008（平成20）年度には、次世代育成支援後期行動計画策定のために、桑名市次世代育成支援行動計画策定委員会を設置し、当該委員会の分科会における細部にわたる検討を経て、ニーズ調査を実施し、2009（平成21）年度には、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度を計画期間とする「桑名市次世代育成支援後期行動計画」が策定されました。

前期行動計画がはじまった2005（平成17）年度からは、次世代育成支援行動計画を円滑に推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関して協議を行う次世代育成支援対策地域推進協議会を設立しました。毎年度、計画の進捗状況をチェックし進行管理を行うことはもとより、地域社会全体による子ども・子育て支援を念頭に、分科会において専門性の高い検討を行い、さまざまな提言を行ってきました。

次世代育成支援行動計画を具体化するにあたって、〈市民と行政との協働〉という本市における子ども・子育て支援の目指すべき方向性を施策・事業に結びつけるために、次世代育成支援対策地域推進協議会の果たしてきた役割は大きく、その役割は、桑名市子ども・子育て会議に継承しています。

2013（平成25）年7月には、桑名市民みんなで子育てを応援し、桑名市の子どもたちの笑顔を守り、虐待から守ろうという趣旨で、「子どもの笑顔を守るまち くわな～子どもを虐待から守る都市宣言～」を行いました。

2013・2014（平成25・26）年度には、子どもの保護者を対象としたニーズ調査を実施するとともに、広く関係者を対象にヒアリング調査及びワークショップを行い、きめ細かなニーズ把握を行いながら、子ども・子育て支援法等に基づく「桑名市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、2017（平成29）年度には、計画の数値と各事業の実績値を検証し、桑名市子ども・子育て会議の意見を聴きながら、「量の見込み」

等の見直しを行いました。

2018（平成30）年度から、子どもに関する施策を効率的・効果的に推進するため、保健福祉部内に「子ども未来局」を設置しました。

(4) 桑名市子ども・子育て会議の設置

国は、子ども・子育て支援法第72条に基づき、子ども・子育て支援新制度における政策決定の過程に、子育てをしている当事者やさまざまな立場の方の意見を取り入れることができるよう「子ども・子育て会議」を設置しました。

本市においても、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、平成25年7月に「桑名市子ども・子育て会議条例」を制定し、それに基づき「桑名市子ども・子育て会議」を設置しました。子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければなりません。

2 計画の位置づけ

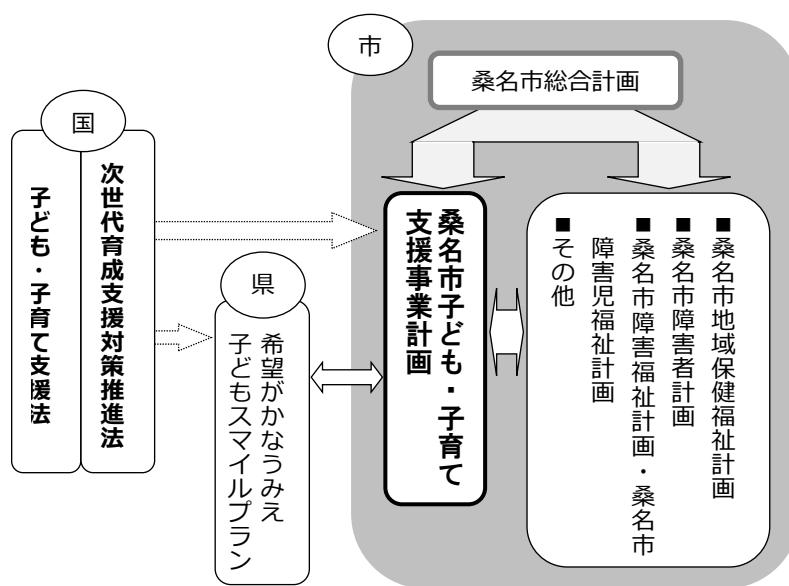
(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画という位置づけを有し、同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画という位置づけもあわせて有しており、一体的に計画を策定するものです。

(2) 他計画との関係

この計画は、「桑名市総合計画」はもとより、「桑名市地域保健福祉計画」「桑名市障害者計画」「桑名市障害福祉計画・桑名市障害児福祉計画」等の本市の関連計画との調整を図りつつ策定し、推進します。

<計画の位置づけ>



3 計画の期間

この計画の期間は、2019～2024（令和2～6）年度の5年間とします。

<計画期間>

2020 (令2)年	2021 (令3)年	2022 (令4)年	2023 (令5)年	2024 (令6)年	2025 (令7)年	2026 (令8)年	2027 (令9)年	2028 (令10)年	2029 (令11)年
見直し					第3期計画				
					見直し				

4 計画の策定体制と手法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て中の当事者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係機関又は関係団体から推薦された者等20人以内で構成する「桑名市子ども・子育て会議」において、審議します。会議では、グループワークの手法も導入しながら、審議を行っていきます。

(2) ニーズ調査の実施

計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施し、特に就学前の子どもがいるご家庭には、全ての家庭を対象にニーズ調査を実施しました。なお、この調査の調査項目については、桑名市子ども・子育て会議でご意見をいただきながら作成しました。

(3) ヒアリング調査及びワークショップ等の実施

上記のニーズ調査の対象とならない人や定型的な調査では把握が難しい個別のニーズがあること等を配慮し、妊婦、子育て支援センター利用者、ファミリーサポートセンター援助会員、子育て中の外国人、一人親家庭の保護者、発達に支援の必要な子どもの保護者、中学生、高校生、保育園・幼稚園関係者等を対象にヒアリング調査を実施しました。

また、子ども・子育て支援をめぐる地域の課題を把握し、市民と行政の協働による子ども・子育て支援の方策を考える場として、広く市民を対象としたワークショップや父親を対象とした座談会を開催し、幅広くご意見をいただきました。